

## 日常生活用具 一覧表

(令和5年4月1日 現在)

No.	区分	品目	種別	分類	対象者	性能・備考	基準額	耐用年数
1	※都 *区	特殊寝台 (訓練用ベッドを含む)	給付	介護・ 訓練	※1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの ※2 原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度のもの ※3 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた知的障害者(児)で、身体障害については、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級、知的障害については、障害の程度が重度のもの 4 訓練用ベッドは、障害児に限る 5 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800	8年
2	国	特殊マット	給付	介護・ 訓練	1 原則として3歳以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの 2 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの 3 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る) 4 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	【A】失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの 【B】じょうそう予防を目的としたマット(寝具)	【A】 26,000 【B】 106,700	5年
3	都	特殊尿器	給付	介護・ 訓練	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が、容易に使用し得るもの	154,500	5年
4	都	入浴担架	給付	介護・ 訓練	1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	163,000	5年
5	国	体位変換器	給付	介護・ 訓練	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	介護者が、障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
6	都 *区	移動用リフト	給付	介護・ 訓練	1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの *2 学齢児以上で補装具として車いすの交付を受けた内部障害者(児) 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	障害者(児)を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの	979,000	4年

No.	区分	品目	種別	分類	対象者	性能・備考	基準額	耐用年数
7	※都 *区	訓練いす	給付	介護・ 訓練	※1 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの *2 原則として3歳以上18歳未満の知的障害児で、障害の程度が最重度のもの *3 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた知的障害児で、身体障害については、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級、知的障害については、障害の程度が重度のもの 4 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	原則として付属のテーブルを付けるものとする	33,100	5年
8	国	入浴補助用具	給付	自立 支援	1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹に係る障害者(児)で、入浴に介助を必要とするもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの(ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く)	90,000	5年 (分割)
9	都 *区	ポータブルトイレ	給付	自立 支援	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの *2 原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度のもの *3 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた知的障害者(児)で、身体障害については、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級、知的障害については、障害の程度が重度のもの 4 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	腰掛式のもの(ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	16,500	8年
10	国 移行	歩行補助つえ	給付	自立 支援	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、歩行補助つえの使用により歩行機能を補うことが可能なもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	一本杖(T字杖) 【A】木材(十分な強度を有し、外装はニス塗装のもの) 【B】軽金属(外装は、塗装なし) 付属品:夜光材の場合は410円増し(ただし、全の場合は1,200円増し)、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増し	【A】2,200 【B】3,000	3年
11	区	移動・移乗支援用具	給付	自立 支援	1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの 2 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 3 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視力障害の程度が1級又は2級のもの 4 原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの 5 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	転倒予防、立ち上がり動作補助の性能を有する手すり、または移乗動作の補助、段差解消等の性能を有するスロープ、車いすでの移動に必要な付属品(補装具費で認められる付属品を除く)等であって、必要な強度と安定性を有するもの(ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く)	120,000	5年 (分割)
12	国 移行	頭部保護帽	給付	自立 支援	1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有するもので、転倒等により頭部を強打する恐れのあるもの 2 知的障害者(児)・精神障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	ヘルメット型で、転倒の際に衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの 【A】スポンジ、皮を主材料に製作 【B】スポンジ、皮、プラスチックを主材料に製作	【A】15,200 【B】36,750	3年

No.	区分	品目	種別	分類	対象者	性能・備考	基準額	耐用年数
13	国	温水洗浄便座	給付	自立支援	1 原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの 2 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、上肢に係る障害の程度が1級又は2級のもの 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの(ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	151,200	8年
14	国	火災警報器	給付	自立支援	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの 2 知的障害者(児)・精神障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は、光を発生し屋外にもブザーで知らせ得るもの 特殊法人日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付がなされているもの	31,000	8年
15	国	自動消火装置	給付	自立支援	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの 2 知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に噴射し初期火災を消火し得るもの 財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付がなされているもの	28,700	8年
16	国 ※都 *区	電磁調理器	給付	自立支援	1 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの 2 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢に係る障害の程度が1級又は2級のもの ※3 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの (1・2・3のいずれも、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) ※4 18歳以上の知的障害者・精神障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの ※5 原則として学齢児以上18歳未満の知的障害児で、障害の程度が最重度又は重度のもの 6 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	電磁気を利用した加熱調理器で、障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
17	都	携帯用信号装置	給付	自立支援	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚又は音声、言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	送信機等による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200	6年
18	国	屋内信号装置	給付	自立支援	1 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの (聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	送信機等による合図が、音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年

No.	区分	品目	種別	分類	対象者	性能・備考	基準額	耐用年数
19	※都 *区	浴槽	給付	自立 支援	※1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの ※2 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視力障害による障害の程度が1級のもの ※3 原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの 4 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	実用水量150リットル以上のもの	58,300	8年
20	※都 *区	湯沸器	給付	自立 支援	※1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの ※2 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視力障害による障害の程度が1級のもの ※3 原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの 4 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮されたもの(風呂釜を含む)	104,900	8年
21	都	ガス安全システム	給付	自立 支援	1 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの (喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る) 2 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの (障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る) 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200	8年
22	区	音響案内装置 (屋内用)	給付	自立 支援	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	49,800	10年
23	都	音響案内装置 (屋外用)	給付	自立 支援	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	53,000	10年
24	都	透析液加温器	給付	在宅療 養等	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工透析を必要とするもの (自己連続携帯式腹膜灌流患者に限る) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100	5年
25	国	吸入器(ネブライ ザー)	給付	在宅療 養等	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、呼吸器機能に係る障害の程度が2級以上であるもの、又は気管切開しているもの、又は主治医が診断書により必要と認めたもの。ただし、日常生活用具として、吸引吸入両用機器の交付を受けたものを除く。 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	状態を緩和できるものであり、障害者(児)が容易に使用し得るもの	36,000	5年

No.	区分	品目	種別	分類	対象者	性能・備考	基準額	耐用年数
26	国	電気式たん吸引器	給付	在宅療養等	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上であるもの、又は気管切開しているもの、又は主治医が診断書により必要と認められたもの。ただし、日常生活用具として、吸引吸入両用機器の交付を受けたものを除く。 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	たんを吸引するものであり、障害者(児)が容易に使用し得るもの	56,400	5年
27	国	酸素ボンベ運搬車	給付	在宅療養等	1 おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が原則として3級以上のもの(本制度による酸素吸入装置の給付を受けたものに限る) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
28	国	音声式体温計	給付	在宅療養等	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	音声により表示する体温計で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000	5年
29	国	音声式体重計	給付	在宅療養等	1 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	音声により表示する体重計で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5年
30	都	酸素吸入装置	給付	在宅療養等	1 おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が原則として3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスクを一体とするもの	46,400	10年
31	都	空気清浄器	給付	在宅療養等	1 18歳以上の身体障害者の交付を受けた者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	空気を清浄化するものであり、障害者(児)が容易に使用し得るもの	33,800	6年
32	都	ルームクーラー	給付	在宅療養等	1 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸髄損傷等により体温調整機能を喪失したものの(医師により体温調整機能を喪失したと認められたものに限る) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	室内の温度調整機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	172,100	6年
33	区	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	給付	在宅療養等	1 身体障害者手帳の交付を受け、主治医が診断書により必要と認められたもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	使用する障害者の呼吸状態をモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	157,500	5年

No.	区分	品目	種別	分類	対象者	性能・備考	基準額	耐用年数
34	都	携帯用会話補助装置	給付	情報・意思疎通	1 原則として7歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で音声言語の著しい障害を有するもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るものの、アプリケーションソフト及び付帯する装置	325,000	5年
35	区	情報・通信支援用具(パソコン周辺機器)	給付	情報・意思疎通	1 学齢期以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、上肢に係る障害の程度が2級以上のもの 2 学齢期以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	パソコン等の周辺機器で、注3で規定するもの	100,000	5年(分割)
36	区	情報・通信支援用具(アプリケーションソフト)	給付	情報・意思疎通	1 学齢期以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、上肢に係る障害の程度が2級以上のもの 2 学齢期以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの 3 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	パソコンのアプリケーションソフトで、注3で規定するもの	153,360	6年(分割)
37	国	点字ディスプレイ	給付	情報・意思疎通	1 原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた1級又は2級の視覚障害者であって、必要と認められるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの。キーによる入力可能な商品についても対象とする。	383,500	6年
38	国移行	点字器(標準型)	給付	情報・意思疎通	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)で、点字を習得しているもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	【A】32マス18行、両面書真鍮板性製のもの 【B】32マス18行、両面書プラスチック製のもの 付属品:点筆(価格に含む)	【A】10,400 【B】7,000	7年
39	国移行	点字器(携帯用)	給付	情報・意思疎通	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)で、点字を習得しているもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	【A】32マス4行、片面書アルミニウム製のもの 【B】32マス4行、片面書プラスチック製のもの 付属品:点筆(価格に含む)	【A】7,980 【B】1,650	5年
40	国	点字タイプライター	給付	情報・意思疎通	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(本人が就労又は就学しているか、あるいは就労が見込まれている者に限る) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの	130,000	5年
41	国	視覚障害者用ポータブルレコーダー	給付	情報・意思疎通	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 【A】録音及び再生機能付き 【B】再生機能のみ	【A】85,000 【B】48,000	6年

No.	区分	品目	種別	分類	対象者	性能・備考	基準額	耐用年数
42	国	視覚障害者用 活字文読上げ装置	給付	情報・意 思疎通	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報(音声コード)を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	99,800	6年
43	区	視覚障害者用 活字文読上げ装置 (一般文書読上げ 用)	給付	情報・意 思疎通	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	書籍等の活字文書を、機械で読み取り、読み取った内容を音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	198,000	8年
44	国	視覚障害者用 拡大読書器	給付	情報・意 思疎通	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字)をモニターに映し出せるもの(暗所視支援眼鏡を含む)	198,000	8年
45	区	視覚障害者用読取 装置	給付	情報・意 思疎通	1 視覚障害者のみの世帯又はそれに準じる世帯の者であって、必要と認められるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	予め知りたい物にリーダーにより商品名等を登録をしたタグやシール等を付けておき、後刻リーダーの読み取り機能によって登録した商品の登録内容が音声で判別できる商品	60,000	6年
46	国	視覚障害者用時計	給付	情報・意 思疎通	1 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの ただし、音声式は、手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	視覚障害者が容易に使用し得るもの 【A】触読式 【B】音声式	【A】14,040 【B】14,585	5年
47	国	聴覚障害者通信装 置	給付	情報・意 思疎通	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚又は音声・言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの 【A】ファクシミリ 【B】A以外	【A】40,000 【B】88,000	5年
48	国	聴覚障害者用 情報受信装置	給付	情報・意 思疎通	1 聴覚障害者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	6年
49	国 移行	人工喉頭(笛式)	給付	情報・意 思疎通	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能に係る障害を有するもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 【A】気管カニューレ付 【B】気管カニューレ無	【A】8,100 【B】5,000	4年

No.	区分	品目	種別	分類	対象者	性能・備考	基準額	耐用年数
50	国 移行	人工喉頭(電動式)	給付	情報・意 思疎通	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能に係る障害を有するもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの (電池及び充電器を基準額を含む)	70,100	5年
51	区	人工鼻	給付	情報・意 思疎通	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、喉頭を摘出したことにより音声機能を消失し、日常的に人工鼻を使用するもの(ただし、医療保険その他の制度によって人工鼻の給付が受けられないもの) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	人工鼻(HMEカセット及びアドヒーシブ)	月額 24,200	—
52	都	会議用拡聴器	給付	情報・意 思疎通	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚障害に係る障害の程度が4級以上のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	会議等で音声を拡張できるもので、障害者(児)が容易に使用し得るもの	38,200	6年
53	都	フラッシュベル	給付	情報・意 思疎通	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚又は音声、言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	電話やインターフォン等の着信音を感知し、光で知らせるもので、障害者(児)が容易に使用し得るもの	12,400	10年
54	国 移行	収尿器(男性用)	給付	排泄管 理	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、脊髄損傷等により排尿障害があるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置が付いているもの ラテックス製又はゴム製のもの 【A】普通型 【B】簡易型	【A】7,700 【B】5,700	1年
55	国 移行	収尿器(女性用)	給付	排泄管 理	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、脊髄損傷等により排尿障害があるもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	【A】普通型:耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 【B】簡易型:ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付きのもの(採尿袋20枚を1組とする)	【A】8,500 【B】5,900	1年
56	国 移行	ストマ装具 (消化器系)	給付	排泄管 理	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、腸管のストマ又は腸瘻をもつもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする ラテックス製又はプラスチック製のもの 付属品:皮膚保護剤、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤、皮膚被膜剤、サージカルテープ、レッグバッグ、ナイトドレーナージバッグ、パウチカバー、ストマ装具用穴あけ器具、消臭剤、潤滑剤、洗浄剤、凝固剤、不織布ガーゼ(基準額を含む)	注1 月額 13,000	—



No.	区分	品目	種別	分類	対象者	性能・備考	基準額	耐用年数
57	国 移行	ストマ装具 (尿路系)	給付	排泄管 理	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、尿路変向(更)のストマをもつもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする ラテックス製又はプラスチック製のもの 付属品:皮膚保護剤、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤、皮膚被膜剤、サージカルテープ、レッグバッグ、ナイトドレーナーズバッグ、パウチカパー、ストマ装具用穴あけ器具、消臭剤、潤滑剤、洗浄剤、凝固剤、不織布ガーゼ(基準額に含む)	注1 月額 13,000	—
58	国 移行	ストマ装具 (その他)	給付	排泄管 理	1 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、腸管のストマ又は腸瘻又は尿路変向(更)のストマをもつもののうちストマ装具の装着が困難な状態のもの、二分脊椎等による排尿、排便機能障害のあるもの又は脳原性運動機能障害(脳性まひを含む)で意思表示困難者 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	紙おむつ、脱脂綿、サラン、ガーゼ、洗腸装具	注2	—
59	区	音声式キッチンスケール	給付	自立 支援	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	音声により重さを表示する秤	29,400	5年
60	区	携帯型GPS地図端末	給付	自立 支援	1 学齢期以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	位置・ルートの登録・案内機能を有し、視覚障害者の移動を音声により補助するもの	168,000	5年
61	区	地上デジタル放送受信ラジオ	給付	情報・ 意思 疎通	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯又はそれに準じる世帯の者であって、日常生活上必要と認められるもの) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	地上デジタル放送の音声を受信する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	29,000	6年
62	区	音声式血圧計	給付	在宅 療養 等	1 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯又はそれに準じる世帯の者であって、日常生活上必要と認められるもの) 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	音声により表示する血圧計で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	17,100	5年
63	区	吸引吸入両用機器	給付	在宅 療養 等	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上であるもの、気管切開しているもの、又は主治医が診断書により必要と認めたもの。ただし、日常生活用具として、吸入器または電気式たん吸引器の交付を受けたものを除く。 2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	障害者(児)が容易に使用し得るもの	72,450	5年

No.	区分	品目	種別	分類	対象者	性能・備考	基準額	耐用年数
64	区	コミュニケーション 関連支援用具	給付	情報・意 思疎通	聴覚過敏等について必要性が認められた者	知的障害者等が、容易に使用し得るコミュニケーション機器（イヤーマフ等）	6,800	3年
65	区	ポータブル電源（蓄 電池）	給付	在宅 療養 等	<p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、日常生活用具として吸入器（ネブライザー）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、吸引吸入両用機器のいずれかの給付を受けたもの</p> <p>2 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等で、日常生活用具として吸入器（ネブライザー）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、吸引吸入両用機器のいずれかの給付を受けたもの</p>	バッテリーに電気を蓄え、外部の機器に給電する機器	80,000	5年